

調布市監査委員告示第 9 号

令和 4 年度第 1 回定期監査の結果に基づき、別紙のとおり措置を講じた旨の通知を受けたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により公表する。

令和 4 年 10 月 28 日

調布市監査委員 岩 倉 哲 二

調布市監査委員 小 山 敦

調布市監査委員 渡 辺 進二郎

令和4年度第1回 定期監査結果に基づく措置事項

部署名	総務部総務課
-----	--------

監査項目	留意事項等	措置事項
(1) 支出事務について	<p>毎月分割払いをしている委託料等の請求書において、一年度分を一括して受領し、保管しているものが見受けられた。</p> <p>調布市会計事務規則等に基づき、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>本件は「委託料」及び「使用料及び賃借料」に関し、事業者から請求書を一年度分一括で受領し支払処理を行っていたものです。</p> <p>このことについて、令和4年7月1日に課内打合せを行い、契約から検査、支出における流れを確認し、会計事務規則等に基づく適正な事務処理を行うよう周知を行いました。</p>
(2) 契約事務について	<p>ア 特命随意契約による委託料及び賃借料の主管課契約において、業者指定理由書を作成していないもの</p> <p>調布市契約事務規則等に基づき、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>本件は、10万円を超える委託契約の締結の際、業者指定理由書を作成せずに事務処理を行ったものです。</p> <p>このことについて、令和4年7月1日に課内打合せを行い、契約事務の手引を参照のうえ、特命随意契約の際の事務の流れや留意すべき事項等を共有し、適正な事務処理に向けた周知を行いました。</p> <p>また、本件を含む指摘事項全般について、令和4年8月10日に庁内の次長職で構成する部局連絡調整会議において報告し、適正な事務処理に向けた情報共有を行いました。</p>

令和4年度第1回 定期監査結果に基づく措置事項

部署名	総務部人事課
-----	--------

監査項目	留意事項等	措置事項
(4) 個人情報保護について	<p>保有個人情報取扱事務の届出において、変更手続が遅延しているものが見受けられた。</p> <p>調布市個人情報保護条例等に基づき、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>変更当時に行うべき届出が漏れていたため、登録が遅くなりました。保有個人情報取扱事務については、令和4年6月29日の担当者会議において周知を図りました。今後、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
(5) 人事管理について	<p>ア 会計年度任用職員兼業報告書において、記入が漏れているもの、記載内容に誤りがあるものが見受けられた。</p> <p>調布市会計年度任用職員服務規程等に基づき、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 会計年度任用職員の通勤届において、記入が漏れているもの、記載内容に誤りがあるもの、また、報酬・期末手当口座振替依頼書において、期末手当振込口座が不明なものが見受けられた。</p> <p>調布市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等に基づき、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>提出した職員の記載誤り及び人事課担当者の確認漏れから発生したものです。兼業報告書の記入や確認については、令和4年6月29日の担当者会議において周知を図りました。新規職員雇用の際に随時、記載方法の統一や正しい記入方法の周知、担当者による確認の徹底など適正な事務処理に努めてまいります。</p> <p>提出した職員の記載誤り及び人事課担当者の確認漏れから発生したものです。通勤届と報酬・期末手当口座振替依頼書の記入や確認については、令和4年6月29日の課内事務打合せにおいて周知を図りました。新規職員雇用の際に随時、記載方法の統一や正しい記入方法の周知、担当者による確認の徹底など適正な事務処理に努めてまいります。</p>
(6) 所管例規について	<p>調布市職員の退職手当に関する条例施行規</p>	<p>調布市職員の退職手当に関する条例に併せ</p>

	<p>則において、遡及して適用はしているものの、3年以上のもの間、必要とされる改正が疎かにされ、根拠がないまま運用のみの取扱いが行われているものが見受けられた。</p> <p>例規の制定改廃手続の重要性を再認識し、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>て改正すべきところ、条例施行規則の改正手続が漏れたものです。例規の制定改廃の確認については、規則の改正漏れに気が付き、改正手続を実施した際に周知（令和3年12月8日の事務打合せ）を図っております。更に監査結果を受け、令和4年6月29日の事務打合せにて再度周知を図りました。</p> <p>今後、例規の制定改廃手続時に複数の職員で改正内容の確認を行うとともに、日々の業務における複数の根拠規定の確認について周知を図り、適正な事務の執行を徹底いたします。</p>
--	--	--

令和4年度第1回 定期監査結果に基づく措置事項

部署名	総務部管財課
-----	--------

監査項目	留意事項等	措置事項
(2) 契約事務について	<p>イ 特命随意契約による委託料の主管課契約において、業者指定理由書に地方自治法施行令の該当条項の記載のないもの</p> <p>ウ 機器借上の契約手続において、機種変更に伴う契約変更の手続を失念し、年度末にこれを行っているもの</p> <p>調布市契約事務規則等に基づき、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>本件は、一部の業者指定理由書の作成について、地方自治法施行令の該当条項の記載を失念したものです。</p> <p>令和4年6月28日に開催した課内打合せにおいて職員全員で地方自治法及び調布市契約事務規則に基づいた事務処理をするよう所属長から指示を行い、同日係内打合せで周知徹底を図りました。</p> <p>本件は、契約内容を的確に把握していなかったため、契約変更という適切な対応をとることができませんでした。契約内容については、正確に把握するよう、令和4年6月28日に課内で周知徹底いたしました。</p> <p>今後は、契約期間中は適宜仕様書等の内容を確認し、複数人で業務対応するなど適切な対応を行ってまいります。</p>
(7) 市庁舎の避難器具について	<p>法令で設置が義務付けられている市庁舎の避難器具（救助袋）において、避難器具の使用方法を理解する者が設置場所周囲に居ないのは、避難上の安全が確保されておらず、適切でない状況である。</p>	<p>留意事項を踏まえ、市庁舎の^{しゅん}竣工時（昭和46年）から設置している避難器具（救助袋）の法令上の位置付け及び同器具を用いた避難訓練方法について、令和4年6月28日に調布消防署へ確認を行い、併せて今後の運用につい</p>

	<p>避難器具（救助袋）の使用方法に係る講習を早急に行うとともに、安全を確保したうえで同器具を用いた避難訓練を検討されたい。</p>	<p>て協議しました。</p> <p>その結果、現行の消防法上、市庁舎に同器具を設置する義務は無いとの見解を得ました。</p> <p>このことを踏まえ、今後、同器具の運用について、撤去も視野に入れ、検討を進めてまいります。</p>
--	---	---

令和4年度第1回 定期監査結果に基づく措置事項

部署名	総務部営繕課
-----	--------

監査項目	留意事項等	措置事項
(2) 契約事務について	<p>ア 特命随意契約による委託料及び賃借料の主管課契約において、業者指定理由書を作成していないもの</p> <p>調布市契約事務規則等に基づき、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>本件は、スキャナーとシュレッダーのリース契約に基づくものであり、特定された業者であったため、業者指定理由書が必要となるものとの認識が無かったことに原因があります。</p> <p>令和4年9月6日の課内会議において監査結果について周知を行い、随意契約適正マニュアル、調布市契約事務規則等を再確認しました。今後は、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
(3) 文書事務について	<p>イ 公印使用簿において、文書収発件名簿の件名と一致しないもの、文書番号の記載がないもの、文書の日付が整合しないものが見受けられた。</p> <p>調布市公印規則に基づき、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>本件は、公印使用簿と文書収発件名簿の不整合によるものでした。</p> <p>公印使用については文書管理システムにて起案した後、公印使用簿に必要事項を記入してから押印するよう周知していましたが、公印使用簿への記載内容を統一できていなかったことが原因であります。</p> <p>そのため、令和4年9月6日の課内会議において監査結果について情報共有し、公印使用簿と整合する文書管理システムの入力方法及び公印使用簿への記載内容について確認しました。今後は、適正な事務処理に努めてまいります(平成29年7月5日に営繕課事務マニュアル作成済み)。</p>

令和4年度第1回 定期監査結果に基づく措置事項

部署名	総務部総合防災安全課
-----	------------

監査項目	留意事項等	措置事項
(3) 文書事務について	<p>ア 防災市民組織非常用電源等器材購入助成金に係る申請書及び実績報告書に收受印がなく、文書収発件名簿に記録がないものが見受けられた。</p> <p>調布市文書管理規則に基づき、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>当該補助金については、7団体から申請を受け、6団体から実績報告、1団体から交付事業中止承認申請を受けており、收受印の押印を失念していました。また、東京都への実績報告に係る文書収発件名簿への記載を失念したため、今回の指摘を受け、適正に收受及び修正いたしました。</p> <p>本件については、課内職員へ令和4年8月19日の打合せにて本件留意事項及び措置、適切な処理のための注意点を周知したとともに、関係資料の課内回覧を行いました。今後、調布市文書管理規則に基づき、適正な事務処理を行ってまいります。</p>